

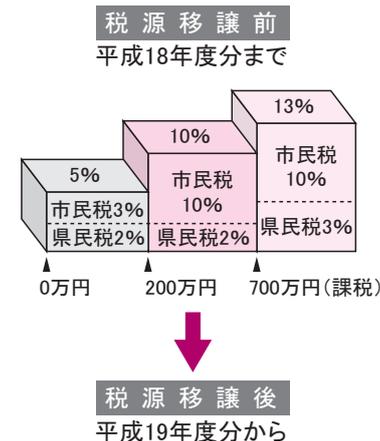
平成19年度以降の **個人市県民税が変わります**
税源移譲による税率の改正

地方公共団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要なサービスを自らの責任でより効率的に行えるよう国税から地方税へ、税そのものの形で3兆円の税源移譲を行うことにより個人市県民税が改正されます。
 ※それぞれの改正については、適用が開始される年度が異なりますのでご注意ください。

● **住民税所得割の税率を統一**

【平成19年度分から適用】

住民税所得割の税率は、これまで3段階（超過累進構造）になっていました。これを、所得の多い少ないに関わらず一律10%（比例税率構造）に変えることになりました。
 ※退職所得、土地建物等を譲渡した所得などに係る市県民税の税率についても改正します。



区分	税源移譲前	税源移譲後
所得税	(課税所得) 1,800万円 37% 900万円 30% 330万円 20% 0万円 10%	(課税所得) 1,800万円 40% 900万円 33% 695万円 23% 330万円 20% 195万円 10% 0万円 5%

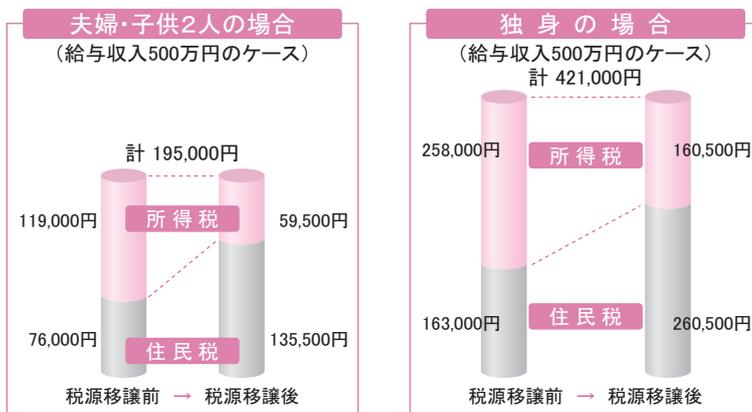
課税所得とは…給与や事業所得から扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残額

● 所得税の税率を6段階に改正
 【平成19年度分から適用】

問い合わせ先
 本庁税務課
 52-1111 (内線232・233)
 各支所市民課
 山方57-2121 美和58-2111
 緒川56-3991 御前山55-2112

税源移譲によって住民税が増え、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

◇改正後の税額計算モデルケース◇



● **税負担の調整措置について**

◎右図は、税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率控除等が廃止されることなどによる影響があります。

● **「平成19年度分以後の市県民税に適用」**

・山林所得、変動所得、臨時所得にのみ適用される課税計算が廃止されます。
 ・平成11～18年までに入居した方で、今回の税源移譲によって平成19年に

降の所得税における住宅借入金等特別控除による控除額が減少する場合には、市税務課への申請により、その分を翌年度の市県民税から減額することとしています。
 【平成20年度分以後の市県民税に適用】

● **定率控除等の廃止**

● **市県民税**

【平成19年度分以後の市県民税に適用】

現行制度 所得割額の7・5%相当額 (控除限度額2万円) ↓ 廃止

● **所得税**

【平成19年分以後の所得税に適用】

現行制度 所得税額の10%相当額 (控除限度額12・5万円) ↓ 廃止

● **地震保険料控除の創設**

(損害保険料控除から改組)

①地震保険契約に係る保険料等の金額の2分の1に相当する金額を控除 (市県民税は最高2万5千円、所得税は最高5万円)

②経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料等については、従前の損害保険料控除を適用 (市県民税は最高1万円、所得税は最高1万5千円)

③右①②共に適用の場合、市県民税は最高2万5千円、所得税は最高5万円

【平成19年分以後の所得税、平成20年度分以後の市県民税に適用】